

<p>組合法（昭和十七年法律第五十二号）附則第四十条の三の二</p>	<p>（令和五年法律第三十一号）第四条の規定による改正前の国民健康保険法</p>
<p>改正法附則第十二条の規定に健康保険法による改正前の日除法（昭和五十九年法律第四十八号）附則第十三条の二第一項</p>	<p>「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）第四条の規定による改正前の国民健康保険法（国民健康保険法附則第十三条の二第一項）」</p>
<p>4 改正法附則第五项第三项の規定によりなおその効力を有するものとされた第四条改正前国保法附則第十项第一項の規定により社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金が令和六年度における拠出金（同項に規定する拠出金をいう。）を徴収する間、第一条の規定による改正前の健康保険法施行令附則第三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「及び国民健康保険法」とあるのは、「及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）第四条の規定による改正前の国民健康保険法」とする。</p>	<p>国民健康保険法附則第十三条の二第一項</p>
<p>5 改正法附則第五项第五项に規定する権利及び義務は、高齢者の医療の確保に関する法律第三十九条第一項第一号の業務に係る特別の会計において、厚生労働省令で定めるところにより区分された経理に帰属するものとする。（令和六年度における後期高齢者医療の保険料の算定に関する経過措置）</p>	<p>国民健康保険法附則第十三条の二第一項</p>
<p>第十二条 令和五年の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十八条第一項第二号に規定する基礎控除後の総所得金額等が五十八万円を超えない被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律第五十条に規定する被保険者をいう。）に係る令和六年度における所得割率（同号に規定す</p>	<p>国民健康保険法附則第十三条の二第一項</p>

る所得割率をいう。）の算定については、改正法第六条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第百条第二項、第百四条第一項及び第三項、第百十六条第二項、第百二十四条の二並びに第百二十四条の三並びに第五条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十八条第三項第一号イ及び第六条の規定による改正後の前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第十一条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における改正法第六条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律第百条第三項に規定する後期高齢者負担率は、百分の十二・二四とする。

附則抄

1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。（施行期日）